【国内の PL 関連情報】

ジェットコースターの車軸が折れ、乗っていた女性が死亡

（2007 年 5 月 6 日　産経新聞ほか）

大阪府の遊園地で、走行中のジェットコースターの二両目が脱線し、コース脇の鉄柵に衝突、乗っていた女性が死亡し、他の乗客もけがを負う事故が発生した。

脱線の原因は、二両目の金属製車軸が折れたためとみられており、折れた車軸は長さ40センチ、直径約5センチで、ナットで覆われた部分が破断していた。車軸は1992年3月に運行を始めて以来、一度も交換されておらず、昨年1月末に解体し、検査したのが最後だった。同社は毎年一回、車体を解体する詳細検査を実施していたが、今年は新アトラクション建設のため「スペースがなかった」との理由で解体せず、車軸を調べていなかった。車軸は月一回の定期検査や、日常的な目視点検の対象ではなかったという。

ここがポイント

本件事故については、その後の調査で、金属疲労による折損が原因であることが判明し、ＪＩＳに定められた探傷試験を実施していなかったことなども明らかとなりました。さらに、金属疲労の引き金として、ナットの緩みや軸受け部の摩耗によるガタも指摘されています。

アトラクション施設を運営する企業にとって、遊具・施設の安全確保が最優先課題であることはいうまでもありません。経営トップとしては、安全確保に必要な点検実施のための、予算・時間・場所等の確保を前提とした事業計画を立てることが求められます。

学校内で保管されていた防犯ブザー用のボタン電池が破裂

（2007 年 5 月 26 日　朝日新聞）

東京都中野区は区内の小中学校に配布した防犯ブザーに関して、交換用電池の一部が破裂する事故が発生したと発表した。ケガなどの被害は発生していないが、区は電池とブザーの回収を決定した。

破裂した電池は中国製のボタン電池で、11個が配布先の職員室で保管中に破裂した。ビニール袋に包まれていたため、破片が周囲に飛び散るなどの被害はなかった。

ここがポイント

ボタン電池の破裂事故は特段珍しくはありませんが、未使用で保管中の電池の破裂は稀な事象です。ボタン内部でのショートが原因と考えられますが、複数回にわたって破裂していることから、少なくともメーカー側での製造・検査工程に問題があったものと推察されます。

わが国では、食料品から耐久消費財に至るまで中国製品の輸入が拡大しています。かつては、「安かろう悪かろう」と言われた中国製品の品質も、市場のグローバル化に呼応する形で、近年は着実に改善されていますが、一部には、利益を最優先にするあまり、安全性を度外視した製品も存在するようです。

輸入業者としては、輸入する製品の品質・安全性を自主的・主体的にチェックするのはもちろんですが、製造元の視察などを通じて、製品を製造しているメーカーの経営方針や作業品質にも注意を払う必要があります。

改正消費生活用製品安全法による最初の製品事故報告が公表される

（2007 年 5 月 29 日　日本経済新聞、読売新聞ほか）

製品事故の報告をメーカーに義務づける改正消費生活用製品安全法（消安法）が5月14日に施行されたことを受け、5月28日、経済産業省は同法施行以降13件の重大製品事故の報告があったと発表した。

13件の内訳は、ガス・石油機器が4件、それ以外が9件。このうち、ガス・石油機器以外の製品事故で、製品に起因することが疑われると判断されたのは、車庫用電動門扉に小児が指を挟まれて骨折した事故と、デジタルカメラ用電池の破裂による火災の2件で、企業名・製品名が公表された。残る7件は製品に起因する事故かどうか特定できないとして企業名・製品名の公表は見送られた。

ここがポイント

改正消安法では、火災や重傷などの重大製品事故が起きた場合、製造事業者・輸入事業者には事故の発生を知ってから１０日以内に国への報告義務が課されます。

今回の経産省による発表は、同法に基づく最初のケースですが、ガス・石油機器以外で、製品に起因することが疑われるとされた２件のうち、デジタルカメラ用電池では顧客への注意喚起、電動門扉ではリコール（出荷停止と無償修理）という形で顧客対応が行われることになりました。

新制度の下では、事業者による事故の把握、当局への報告、当局による公表、の一連の所要時間が２週間程度と極めて短く、電動門扉のケースでは、事故公表時に修理用部品の手配が間に合いませんでした。

多くの企業では、改正消安法に対応すべく社内体制やマニュアルの整備・見直しが進められていますが、実効性を確保するためには、事故情報の収集、事故内容の評価・判断、当局への報告、是正措置の実施、の一連のフローについて、対応すべき事項と時間軸を明確にした上で、アクションプログラム化を図っておくことが必要です。

【海外の PL 関連情報】

鎮痛剤の指示警告を巡るPL訴訟で、被告メーカーが勝訴

テキサス州在住で、関節炎を患っていた62歳の女性が、製薬会社A社が製造販売した鎮痛剤を服用した結果、2004年5月に心臓発作を伴う疾患を被ったとして、A社を相手どり、損害賠償を求めてテキサス州地裁にて提訴した。

同鎮痛剤は、18ヶ月以上継続して服用した場合、心臓病や脳卒中を起こす可能性が2倍になるとして、A社は2004年9月に回収を行っていた。

原告は、当該薬剤の指示警告が不適切であったため、長期にわたる服用を続けた結果、心臓疾患を発症したと主張した。

これに対し、被告A社は、

○当該薬剤の警告表示は、FDA（連邦食品医薬品局）によって承認されたものである。

○テキサス州法によれば、薬剤に関する製品付帯情報や警告表示がFDAによって承認された場合、PL訴訟において原告が指示警告上の欠陥を理由とした責任追及を行っても、被告製薬会社に責任はないと推定するとしている。

として、原告の主張を退けるよう求めた。

双方の主張を受け、裁判所は、

○原告は、被告がFDAに対して当該薬剤の認可申請を行った際に心臓疾患の発症に関する情報を隠蔽したり、虚偽の報告を行っていたことを立証すべきであるが、この点の立証がなされていない。ゆえに、被告は必要な情報をFDAに適切に報告し、これに基づきFDAは、警告表示を含め、当該薬剤の認可を行なったと判断できる。

○2004年9月に被告が同薬剤の回収を行ったことに関して、FDAは回収の要否の判断に関与したわけではなく、当然ながら、当該薬剤の警告ラベルを不適切としたわけではない。

○連邦規則により、製薬会社への調査・規制の権限はFDAに属しており、テキサス州の裁判機関が、FDAの権限や判断を飛び越えて、FDAに対し製薬会社への調査を命じることは妥当ではない。

として、原告の主張を退ける判断を示した。

ここがポイント

テキサス州において、被告Ａ社を相手取った鎮痛剤に関わるＰＬ訴訟は 1,000 件以上提起されています。今回、裁判所が示した判断によって、ＦＤＡが認可した警告表示であれば被告免責の推定が働き、原告側から、認可申請時の隠蔽や虚偽申請等の立証がない限り、指示警告上の欠陥を理由に被告は責任を負わないことが、裁判実務上明確にされたものとい

えます。

今回、裁判所が言及したテキサス州法は、不法行為改革の一環として２００３年に改定された法律であり、本判決は、同州における不法行為法改革の成果が現れた好例であると評価できます。

企業としては、連邦レベル、州レベルでの不法行為法改革の動向に日ごろから目を配るとともに、訴訟提起がなされた場合は、各裁判所で適用される最新の法律や最新の判例を確認した上で、訴訟戦略を立てることが求められます。

中国製品による重大事故が相次ぎ発生、中国当局が法整備の検討を本格化

中国の国家品質監督検査検疫総局は中国製品の安全性を確保するため、法整備を進めていることを明らかにした。

近時、中国製の製品や中国産原料を使用した製品による事故が世界各国で相次いでおり、本年に入ってからも次のような事例が報じられている。

〇米国向けペットフード用原材料に有害物質のメラミンが添加され、この原材料を使用したペットフードにより犬や猫が大量死。100品種以上のペットフードがリコールされた。
〇パナマで中国産原料を含んだせき止め薬を服用した100人が死亡。原料には有毒物質ジエチレングリコールが混入していた。
〇ジエチレングリコールが混入した中国産練り歯磨きがパナマ、ドミニカで発見。米食品医薬品局（FDA）は、中国から米国に輸入されるすべての練り歯磨きを検査すると明らかにした。
〇米国で中国産アンコウと表示された箱入りの魚のリコール（自主回収）が発表された。この“アンコウ”を食べ、倒れた者からフグの毒として知られるテトロドトキシンを検出。フグをアンコウと偽表示して輸入された可能性があるとみられている。

各国から中国製製品の安全性に疑問が投げかけられている中、今回の政府発表は、国の積極的な取組みをアピールし、消費者の不安を払拭する狙いがあると見られる。

ここがポイント

中国製品はコストパフォーマンスの高さにより世界中でその勢力を拡大しています。品目についても農産物、各種原材料から自動車や電気機器といった高度で複雑なものにまで拡大しています。

その一方で、中国国内では、産業活動の急速な拡大・発展に対して、十

分な法規制が追いつかず、一部の問題企業による安全性を無視した行為により、中国製品全体の品質に疑問が呈される事態となっています。中国政府も、安全性を確保するための法整備、リコール制度の導入、問題企業の公表などの改革を検討していますが、産業界全般に浸透させるのは容易ではなく、状況の改善には相当の時間が必要になると思われます。

輸入製品の安全確保のためには、当該製品のみならず、製品輸入元や製造元企業の品質チェックを行うべきことは、本号の国内事例で解説した通りですが、サプライチェーンの多様化・複雑化が進む中、完成品メーカーが、二次・三次の取引先企業を常に満遍なくチェックすることは物理的に困難です。このため、企業としては、安全・品質の観点を加味した取引基準・調達基準を確立した上で、サプライチェーン全体の中で同基準に準拠した調達活動を徹底させるべく、取引先に対する多重的な指導・教育制度や監査制度を整備していくことが肝要です。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2007 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉